

松田町スポーツ合宿事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、スポーツ合宿の誘致を促進することにより、町民の間に広くスポーツについての関心を深めるとともに、多様な交流機会の増大による地域の活性化を図るため、町内においてスポーツ合宿を実施した者に対し、その活動を支援するため、予算の範囲内で松田町スポーツ合宿事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1） スポーツ合宿 スポーツに係る技術強化又は基礎体力の向上を目的に行う活動であって、町内の宿泊施設への宿泊を伴うものをいう。

（2） 宿泊施設 ホテル、旅館及び民宿をいう。

（3） 団体 社会人及び学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に属する学生をいう。ただし幼稚園は除く。）の少なくとも一方で構成し、スポーツの競技力若しくは基礎体力の向上に向けて日頃から練習又は試合等を継続的に行う団体（当該活動を業として行う団体を除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、スポーツ合宿を実施する者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

（1） 暴力団（松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
(補助の対象となる合宿)

第4条 補助の対象となるスポーツ合宿（以下「補助対象合宿」という。）は、次の各号に定める要件を満たす合宿とする。

(1) 選手及び引率者（監督又はコーチ等をいい、保護者、付添人等は含まない。）で構成される5人以上で行うスポーツ合宿であること。

(2) 町内のスポーツ施設を2日以上使用したスポーツ合宿であること。

(3) スポーツ合宿の実施に際し、町のスポーツ振興に貢献する活動として次に掲げる活動のいずれかが実施されること。

ア 練習の公開、町内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。ただし幼稚園は除く。）への訪問その他の町民との交流に関する活動

イ 講習会又は講演会の開催その他のスポーツ指導に関する活動

ウ ア又はイに掲げるもののほか、町長が特に必要と認める活動

(4) 令和8年9月1日から令和9年3月31日の期間に行われたスポーツ合宿であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象合宿としない。

(1) eスポーツ又はマインドスポーツを目的とする合宿

(2) 興行的要素又は娯楽的要素の強い合宿

(3) 国、都道府県又は他市町村が主催する合宿

(4) 国、都道府県又は市町村から別途負担金、補助金又は交付金を受けた合宿

(5) 公序良俗に反する合宿

(6) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象合宿に要する経費のうち、町内での宿泊費、会場使用料及び交通費に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、補助対象合宿に参加する宿泊者1人あたり1,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、合宿の名称、目的等から、同一の補助対象合宿であると町が判断する場合は、1年度につき10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、松田町スポーツ合宿事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（変更事業計画書）（第2号様式）

(2) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（第3号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、松田町スポーツ合宿事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第 7 条の規定による申請の内容の変更（交付決定額の 10 パーセント以内の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けようとするときは、松田町スポーツ合宿事業補助金変更（中止）承認申請書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（1） 事業計画書（変更事業計画書）（第 2 号様式）

（2） 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（第 3 号様式）

（3） その他町長が必要と認める書類
（変更の承認）

第 10 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、松田町スポーツ合宿事業補助金変更承認通知書（第 6 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 交付決定者は、当該合宿を終了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、松田町スポーツ合宿事業補助金実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（第 8 号様式）

（2） 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（第 3 号様式）

（3） 補助対象者が宿泊したことを証明できる書類

（4） 補助対象経費の領収書の写し

（5） その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めたときは、松田町スポーツ合宿事業補助金交付確定通知書（第 9 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受け取った日から起算して 1 0 日を経過した日までに、松田町スポーツ合宿事業補助金請求書（第 1 0 号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 4 条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた代表者に対し、交付を行った補助金の返還を求める。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。